



三重県公報

平成19年7月31日(火)

第1902号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

字の区域を変更する旨の届出.....	(市町行財政室)	1
内水面における第5種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可.....	(水産室)	2
同件.....	(同)	2
同件.....	(同)	2
同件.....	(同)	3
同件.....	(同)	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(N P O 室)	3
特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨.....	(同)	4
同件.....	(同)	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(同)	5
同件.....	(同)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨.....	(同)	5
同件.....	(同)	6
農地保有合理化事業規程の変更の承認.....	(担い手室)	6
土地改良区役員の退任及び就任の届出.....	(農地調整室)	6
土地改良区の定款変更の認可.....	(同)	6
換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧.....	(同)	7
土地改良事業の工事を完了した旨の届出.....	(同)	7
建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧.....	(建築開発室)	7
開発行為に関する工事の完了.....	(同)	7

お知らせ

一般競争入札を行う旨.....	(管財室)	8
-----------------	-------	---

告示

三重県告示第564号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、桑名市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、桑名市長から届出がありました。

平成19年7月31日

三重県知事 野呂昭彦

1 桑名市大字志知字下川原に編入する区域

桑名市大字志知字末川原1264、1265、1268の1、1268の2、1269から1275まで、1275の1、1276、1277、1277の1、1278、1279、1279の1、1280から1294まで、1295の1、1296の1、1297、1298の1、1298の2、1299の1から1299の3まで、1300の1、1300の2、1301の1から1301の3まで、1302の1から1302の3までの各一部、1303の2の一部、1305の一部、1306の一部、1307の一部、1308の1、1308の2、1309の1の一部、1309の3の一部、1313の一部、1334の3、1376の2の一部、1376の3の一部、1377の1の一部、1378の1の一部、1379、1380の1の一部、1381の1、1382の1、1383の1、1384から1389まで、1390の1、1390の2、1391から1406まで、1406の1、1407の1、1407の2、1408の1、1409の1、1410の1、1411の1、1412の1、1413から14

15まで、1415の1、1416から1435まで、1436の1、1437から1444まで、1446から1451まで、1451の1、1452、1453、1454の1、1455の1、1456、1457、1457の1、1458、1459、1460の1、1460の2、1461の1、1462の1、1462の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

2 桑名市大字志知字上川原に編入する区域

桑名市大字志知字末川原1302の1から1302の3までの各一部、1303の1、1303の2の一部、1303の3、1304、1305の一部、1305の1、1306の一部、1307の一部、1309の1の一部、1309の3の一部、1313の一部、1314から1316まで、1318から1324まで、1325の1、1326の1、1327から1334まで、1334の2、1335、1336、1336の1、1337から1340まで、1341の1、1341の2、1342、1342の1、1343から1353まで、1353の1、1354から1357まで、1358の1、1358の2、1359、1360の1から1360の4まで、1361、1362の1、1362の3、1363の1、1363の3、1364の1、1365、1366の1から1366の4まで、1367の1から1367の4まで、1368の1、1370の1、1370の4、1371の1から1371の3まで、1372の1、1372の2、1373、1374、1375の1から1375の3まで、1376の1、1376の2の一部、1376の3の一部、1376の4、1377の1の一部、1377の2、1378の1の一部、1380の1の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部、字横長1057から1061まで、1062の1、1063の1、1064の1、1065及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

三重県告示第565号

次の組合の内水面における第5種共同漁業の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

平成19年7月31日

三重県知事 野呂昭彦

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

榎田川上流漁業協同組合
三重県松阪市飯高町栗野175番地の1
三重内共第15号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農水商工部水産室に備え置いて、告示の日から平成19年8月14日まで縦覧に供する。

3 遊漁規則の変更認可の日

平成19年4月27日

三重県告示第566号

次の組合の内水面における第5種共同漁業の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

平成19年7月31日

三重県知事 野呂昭彦

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

榎田川河川漁業協同組合
三重県多気郡多気町大字相可465番地の1
三重内共第13号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農水商工部水産室に備え置いて、告示の日から平成19年8月14日まで縦覧に供する。

3 遊漁規則の変更認可の日

平成19年6月29日

三重県告示第567号

次の組合の内水面における第5種共同漁業の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

平成19年7月31日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
赤羽川漁業協同組合
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島976番地
三重内共第19号
- 2 遊漁規則の変更内容
次のとおり
「次」は省略し、三重県農水商工部水産室に備え置いて、告示の日から平成19年8月14日まで縦覧に供する。
- 3 遊漁規則の変更認可の日
平成19年6月29日

三重県告示第568号

次の組合の内水面における第5種共同漁業の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
青蓮寺川香落漁業協同組合
三重県名張市夏見2386番地の8
三重内共第10号
- 2 遊漁規則の変更内容
次のとおり
「次」は省略し、三重県農水商工部水産室に備え置いて、告示の日から平成19年8月14日まで縦覧に供する。
- 3 遊漁規則の変更認可の日
平成19年6月29日

三重県告示第569号

次の組合の内水面における第5種共同漁業の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
長瀬太郎生川漁業協同組合
三重県名張市長瀬1475番地
三重内共第11号
- 2 遊漁規則の変更内容
次のとおり
「次」は省略し、三重県農水商工部水産室に備え置いて、告示の日から平成19年8月14日まで縦覧に供する。
- 3 変更後の遊漁規則の施行の日
平成19年6月29日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室に備え置いて、平成19年9月24日まで縦覧に供します。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人琢磨会
- (2) 代表者の氏名
上出 武弘
- (3) 主たる事務所の所在地
津市白山町二本木421番地6
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害、身体障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）および老人に対して、自宅において良好に日常生活を継続できるよう日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供するとともに、障害者が心身ともに安らぎと、生きがい豊かな生活を確保するための事業活動を推進し、よって地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成19年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人よっかいち若者未来塾
- (2) 代表者の氏名
西口 裕文
- (3) 主たる事務所の所在地
四日市市日永西四丁目9番15号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、現代に生きる若者（青年）が、社会的に自立して行く過程でかかえるさまざまな問題や悩みの相談にのり、又アドバイス、サポートして行く。もって、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成19年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会
- (2) 代表者の氏名
向井 弘光
- (3) 主たる事務所の所在地
鈴鹿市飯野寺家町234番地の1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツの振興、健康づくり、競技力の向上及びスポーツを普及発展させる事業を行い、スポーツを通じて健全な精神の涵養を図り、明るく健康的な社会の建設に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室に備え置いて、平成19年9月23日まで縦覧に供します。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成19年7月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人二見浦・賓日館の会

(2) 代表者の氏名

小西 郁

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市二見町茶屋566番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、二見浦旅館街の再生及び活性化を目指し、二見浦のまちづくりの拠点となるシンボルである賓日館の積極的活用を図ることにより、二見町のまちづくり活動を推進するとともに、伊勢志摩の再生につながる活動を行うことで、市民生活の豊かさと交流文化の広がりを図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室に備え置いて、平成19年9月20日まで縦覧に供します。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成19年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人なばり総合型地域スポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

吉村 誠榮

(3) 主たる事務所の所在地

名張市夏見2812番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、名張市民の健康増進に関する事業を行い、もってコミュニティーの促進、豊かな高齢化社会の創造及び青少年の健全育成等、明るく豊かで活力に満ちた名張市の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成19年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人クロスポイント

(2) 代表者の氏名

宇野 誠

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市北浜田町12番21 - 104号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が何を望んでいるのかをリサーチし、相対するものの掛け橋、情報の集積基地、発信基地になるうとの理念から、インターネット・メディア等を積極的に活用し、まちの発展のため活動し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成19年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人テトテ

(2) 代表者の氏名

豊田 秋治郎

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市算所町1244番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、病気や障害等で日常生活が困難な人々の自由を守り、助け合うとともに、介護支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

変更承認した規程の名称	農地保有合理化事業を行う者の住所及び名称	農地保有合理化事業の種類
農地保有合理化事業規程	度会郡度会町大野木1858番地 伊勢農業協同組合 代表理事組合長 奥野 長衛	農地売買等事業（貸借に係る事業）及び 研修等事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

高束土地改良区（松阪市飯南町粥見3950番地）

退任監事

松阪市飯南町粥見4390番地

中 道 芳 一

” ” ” 4849番地

村 田 久 雄

就任監事

松阪市飯南町粥見316番地

大久保 富 雄

” ” ” 4454番地

竹 田 吉 美

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高束土地改良区（松阪市飯南町粥見3950番

地)の定款の変更を認可しました。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、市営農村振興総合整備統合補助事業蔵持地区の換地計画認可の申請は、適当と決定しましたので当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の3第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写
- 縦覧の期間
平成19年8月1日から同年同月29日まで
- 縦覧の場所
名張市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出がありました。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業主体名	事業名	地区名	工事完了年月日
津市	基盤整備促進事業(担い手育成型)	楠原地区	平成19年6月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成19年7月20日	南部開発株式会社 代表取締役 城山 敬	志摩市阿児町鶴方2682 - 61	志摩市大王町波切字石塚3862 - 1	A B	6.0 6.0	51.9 29.9

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成19年7月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年7月2日	桑名市大字江場字内中野779	桑名市大字江場162 水谷厚紀
平成19年7月2日	三重郡川越町大字北福崎字上立割165ほか2筆	愛知県稲沢市松下2丁目3-7 愛松建設株式会社 代表取締役 松村博史

平成19年 7月3日	桑名市長島町松ヶ島西島6ほか3筆	桑名市長島町松ヶ島288 伊藤卓男 桑名市長島町松ヶ島274 伊藤文夫
平成19年 7月3日	松阪市甚目町字東浦713-1	松阪市甚目町517 齋藤光信
平成19年 7月4日	員弁郡東員町大字鳥取字大華表331-1ほか15筆	鈴鹿市桜島町7丁目16-3 安田建設株式会社 代表取締役 安田 充
平成19年 7月4日	松阪市神守町字東浦18-1ほか1筆	松阪市西黒部町1211-4 石川昌弘
平成19年 7月5日	松阪市小津町字大坪423ほか1筆	大阪府柏原市大正3丁目4-2 大洋開発株式会社 代表取締役 井上喜七
平成19年 7月6日	松阪市嬉野上野町字野新田1669-1ほか2筆	松阪市嬉野上野町1669 長谷川 龍
平成19年 7月10日	伊勢市二見町荘字嶺崎96-3ほか8筆	伊勢市村松町1352-3 有限会社輝報企画 代表取締役 田中秋彦
平成19年 7月11日	桑名市大字西汰上字弥平田448-6ほか9筆	愛知県稲沢市天池五反田町1 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 土方 清
平成19年 7月11日	松阪市久米町字東吹1897	松阪市嬉野中川新町2丁目160 前川 弘一
平成19年 7月11日	亀山市能褒野町字能褒野11-16ほか4筆	鈴鹿市岸岡町6-8 ウエストホーム株式会社 代表取締役 西口信夫
平成19年 7月12日	伊勢市小木町字箕曲57-1ほか1筆	伊勢市小木町578 石川商工株式会社 代表取締役 石川周平
平成19年 7月12日	松阪市中万町字鐘突2074-1の一部ほか5筆ほか	和歌山県新宮市大橋通3丁目1-1 株式会社キナン 代表取締役社長 角口賀敏
平成19年 7月12日	松阪市丹生寺町字奥416-1	松阪市大黒田町280-2 山本 巧 山本 幸奈

お知らせ

次のとおり県有財産の一般競争入札を行いますので、希望者は現物を確認し、入札説明書を熟読の上参加してください。

平成19年7月31日

三重県知事 野呂昭彦

1 売払物件

番号	物件名	所在地 (住居表示)	家屋番号及 び建築時期	種類	構造	公簿 床面積 (㎡)	敷地権	
							公簿地積 (㎡) (地目)	敷地権の種 類と持分
(1)	旧職員公舎 西荻401号 室(パーク ハイム西荻 401号室)	東京都杉並 区西荻北三 丁目6番8	西荻北三丁 目159番11 の401 平成4年11 月築	居宅	鉄筋コンクリート造 1階建(地上5階、 地下1階建ての4階 部分) 3LDK	68.92	995.38 (宅地)	所有権 持分 728200/21 714580
				物置	鉄筋コンクリート造 1階建(地上5階、 地下1階建ての地下 1階部分)	3.04	995.38 (宅地)	所有権 持分 13600/217 14580
(2)	旧職員公舎 高円寺102 号室(パー クハイム東 高円寺102	東京都杉並 区和田二丁 目47番19号	和田二丁目 1011番11の 102 平成3年11	居宅	鉄筋コンクリート造 1階建(地上3階建 ての1階部分) 3LDK	74.92	1308.51 (宅地)	所有権 持分 7995/1576 82

	号室)		月築				298 (公衆用道路)	所有権 持分 7995/1576 82
(3)	旧職員公舎 高円寺202 号室(パーク ハイム東 高円寺202 号室)	東京都杉並 区和田二丁 目47番19号	和田二丁目 1011番11の 202 平成3年11 月築	居宅	鉄筋コンクリート造 1階建(地上3階建 ての2階部分) 3LDK	74.92	1308.51 (宅地)	所有権 持分 7995/1576 82
							298 (公衆用道路)	所有権 持分 7995/1576 82
(4)	旧職員公舎 高円寺301 号室(パーク ハイム東 高円寺301 号室)	東京都杉並 区和田二丁 目47番19号	和田二丁目 1011番11の 301 平成3年11 月築	居宅	鉄筋コンクリート造 1階建(地上3階建 ての3階部分) 3LDK	72.94	1308.51 (宅地)	所有権 持分 7772/1576 82
							298 (公衆用道路)	所有権 持分 7772/1576 82

2 入札に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含みます。)
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 現場説明会の日時及び場所

1の(1)について

平成19年8月24日(金)午後1時から午後2時まで 売払物件所在地

1の(2)、(3)及び(4)について

平成19年8月24日(金)午後2時30分から午後4時30分まで 売払物件所在地

4 入札及び開札の日時及び場所

1の(1)について 平成19年9月4日(火)午前9時30分 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館4階404号室

1の(2)について 平成19年9月4日(火)午前10時30分 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館4階404号室

1の(3)について 平成19年9月4日(火)午前11時30分 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館4階404号室

1の(4)について 平成19年9月4日(火)午後1時30分 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館4階404号室

5 入札説明書の配布について

次の場所で配布します。

三重県津市広明町13番地 三重県庁2階 三重県総務部管財室資産グループ

東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館11階 三重県東京事務所

なお、電話、ファクシミリ又は葉書にて12の問い合わせ先に資料請求いただきましたら送付いたします。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、現金又は金融機関が振り出した小切手により入札価格の100分の5以上の金額の入札保証金を指定の入札保証金整理袋に入れ、入札保証金納付書・入札保証金受領書とともに入札開始までに納めなければなりません。

7 落札者の決定

入札価格が最低売却価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

8 落札価格

入札書に記載された金額のうち、建物部分に相当する金額（県が別に設定した割合を乗じて得た金額をいいます。）に消費税及び地方消費税額（100分の5）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上とします。

10 用途の制限

- (1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはなりません。
- (2) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはなりません。

11 最低売却価格

- 1の(1) 52,600,000円
- 1の(2) 52,200,000円
- 1の(3) 54,400,000円
- 1の(4) 57,600,000円

12 問い合わせ先

三重県総務部管財室資産グループ 岡、村賀
三重県津市広明町13番地 電話059 224-2137 ファクシミリ059 224 2111

毎週火、金曜日発行
購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）
1箇月 3,000円
1箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年7月31日発行
津市広明町13番地
三重県
印刷・販売 株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431